

（午後3時10分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）皆さん、大変お疲れのところではございますが、今しばらくおつき合いをください。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、大きな項目の一つ目は、ひとり親家庭への支援についてです。

最近よく女性の貧困や子どもの貧困という言葉が耳にすることがあります。貧困というと、今までは男性の問題として取り上げられてきました。しかし、今では男性の貧困も統計的には増えてきてはいるものの、女性の貧困率の高さが浮き彫りになってきている状況があります。中でも特に、母子世帯の貧困率が高く、その背景には女性の社会進出が進み、男女の未婚化、離婚率の増加、労働の非正規化の急速の進展などなどさまざまな社会的要因があると考えられています。

そのような状況の中、テレビや新聞のニュースでは、幼児置き去り死事件や母子家庭の親子がもっとおいしい物を食べさせてやりたかったという走り書きを残して餓死するなど、なぜもっと早くに何らかの援助ができなかったのかと考えさせられるような悲惨な事件が取り上げられています。

厚生労働省の国民生活基礎調査でも、離別女性の貧困率、特に母子世帯の貧困率の高さが浮き彫りになっており、OECDの中でも

日本のひとり親家庭の貧困率は最悪な状況であるという結果も出てきています。

NPO法人のしんぐるまざーず・ふぉーらむというところの報告では、母子家庭の母親の就労率は非常に高いが、収入は181万円程度で、ワーキングプアが多い。養育費をもらっているのは、約2割である。住宅費が生活費を圧迫、親族同居は約4割。子どもと過ごす時間が少ない。子どもの進学目標は高いが、教育費は貸付金頼み。相談相手がない人がいる。社会的孤立などの問題点が挙げられています。

子どもは親を選んで生まれてくることはできません。親の貧困が子どもの貧困へとつながる、いわゆる貧困の連鎖が生まれているのです。その連鎖を断ち切るためにも、親を選んで生まれてくることのできない子どもたちのセイフティーネットとしての役割を果たすのが、行政としての務めであり、未来を担う子どもたちの人権を守り、宝物である子どもを大切にす橋本市であるために、何点か質問をいたします。

1、寡婦（夫）控除のみなし適用について。この後ろの括弧を夫と書いて、これは同じくかふと読みます。寡婦（夫）の中には婦人の婦のほうが女性で、夫と書いてかふと読むのは男性のことです。大変読み方がややこしくなりますので、ここではこれからは寡婦（夫）という形で統一をさせて読ませていただきたいと思います。

税制度の中にある寡婦（夫）控除は、婚姻歴があるひとり親を対象とするもので、非婚者には適用されていません。しかし、婚姻歴のあるないにかかわらず、子どもを産み、育て

ているひとり親家庭の生活実態には何ら変わりはなく、不公平な制度となっています。この寡婦(夫)控除をみなし適用することで、市民税に基づき算出されている保育料や市営住宅の家賃が軽減されます。そこで、児童福祉法にある全ての児童は等しくその生活を保護され、愛護されなければならないという観点からも、この寡婦(夫)控除のみなし適用を本市でも実施していただき、非婚家庭の子どもたちの健やかな育ちを少しでも支援する取り組みを進めるべきと考え、何点かお尋ねをします。

一つ、保育料算定に適用するにあたり、該当者は何名で、その減免額はいくらになりますか。

2、保育料への寡婦(夫)控除みなし適用のお考えはありますか。

3、市営住宅家賃算定時への寡婦(夫)控除みなし適用についてのお考えはありますか。

次に、ひとり親家庭日常生活支援事業が県の事業としてありますが、登録人数が少なく、十分に機能しているとは言えません。市としては、その現状把握と問題点についてどのようにお考えですか。

3番目です。ひとり親家庭への支援の広報をもっとわかりやすい形にはいかがですか。

次に、大きな項目の二つ目ですが、イクメン推進の取り組みについてです。

イクメンとは、子育てする男性の略語であり、育児に積極的に参加をし、育児を楽しみ、自らも成長する男性のことを指すものです。少子化打開策の一環や子育て中の働き方の見直しにより、女性の継続就業率を引き上げるなど、さまざまな効果をもたらすということで、各企業や市民に啓発活動を積極的に進めようとしている自治体もあります。そこで、橋本市における取り組みをお尋ねします。

1、現在橋本市役所において、男性の育児休業取得者は何人(何%)ですか。

2、本市において、イクメンを推進する施策はありますか。

3、積極的に取り組まれている自治体では、父子手帳を発行したり、男性育児休業取得助成金制度を導入しているところもありますが、このような取り組みについて、本市としても導入されてはいかがですか。

以上で、壇上からの私の1回目の質問を終わります。

○議長(石橋英和君) 11番 土井君の質問項目1、ひとり親家庭への支援に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長(栢谷俊介君)登壇〕

○健康福祉部長(栢谷俊介君) まず、1点目の保育料算定にあたり寡婦(夫)控除をみなし適用した場合、該当者数と減免額についてですが、現時点では該当者は22世帯、園児数は23人で、減免額は0円となっています。

次に、保育料への寡婦(夫)控除のみなし適用の実施についてですが、全国的にこの減免制度を実施している自治体は増加しています。しかし、県内8市の状況を調査したところ、実施している市はありませんでした。本市において、現時点での実施は考えていませんが、保育料へこの減免制度を導入した場合の他事業への影響や効果など、その必要性について調査を進めたいと考えています。

次に、ひとり親家庭日常生活支援事業についてですが、おただしのとおり、この事業は和歌山県が事業主体で、市は制度説明や登録受け付け業務を行っています。事業が始まった平成15年からの登録者は15名で、うちサービスを利用したのは5名、利用回数は延べ51回となっており、事業が十分活用されているとは言えない状況にあります。こうしたこと

は、この事業が十分浸透していないことが主な原因であると考えており、今後県とも連携しながら事業の周知に努めてまいります。

次に、ひとり親家庭への支援の広報についてですが、本市のひとり親家庭への支援制度の周知については、市民課に離婚届が提出され、ご家庭に支援の対象と思われるお子さまがいる場合に、こども課で支援制度の説明を受けていただくよう、市民課窓口にて案内しています。広報媒体としては、ひとり親家庭のしおりと市のホームページが中心となっています。広報をもっとわかりやすくのおただしですが、ひとり親家庭のしおりについては和歌山県が作成していますので、市独自のわかりやすいしおり等の作成について、今後検討していきたいと考えています。

また、子ども・子育て支援法が施行されると、地域子ども・子育て支援事業として利用者支援事業が新たにメニュー化されることから、こうした事業を通じた広報についても検討していきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）市営住宅家賃算定時への寡婦(夫)控除みなし適用についてお答えします。

市営住宅の家賃は、公営住宅法施行令により算定方法が定められており、政令月収を計算する際の寡婦(夫)控除については、所得税法の規定に基づくこととされていますので、本市が独自に寡婦(夫)控除のみなし適用を行える制度とはなっていません。現在のところ、みなし適用を実施する考えはありませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ちょっとここではじ

めに、母子世帯等の調査の状況のご報告をさせていただきますと思います。

まず、厚生労働省の平成23年度の全国母子世帯等の調査では、母子世帯は123万8,000世帯、そして父子世帯は22万3,000世帯となっております。その中で、ひとり親になった理由としては、離婚が80.8%、死別が7.5%、そして非婚が7.8%、そして就業状況ですが、就労率は母子の場合が80.8%、父子の場合は91.3%となっております。収入の状況なんですけど、母子家庭の平均収入の就労収入と言われているものは約181万円、父子家庭の父親自身の就労収入は360万円、その中で生活保護を受給している世帯は、母子、父子ともに約1割ですという資料が出ております。

そこで、現在橋本市のひとり親家庭の世帯数とその中で非婚の世帯数がわかれば、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）ひとり親家庭の世帯数は647でございます。非婚の世帯数は59でございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。

この質問をするときに、なかなか非婚世帯というのが橋本市ではあるのかなと考えたんですが、結構あるということですね。全国的に見ましても、23年度においては、死別の7.5%よりも非婚の7.8%という、非婚のひとり親のほうが増えているという状況がございます。

そこで、この寡婦(夫)控除ということなんですが、先ほど壇上でも申し上げましたように、もともとは寡婦の婦人の婦の控除しかなかったんですね。寡婦控除というのは、女性の納税者が夫と死別もしくは夫と離別した後

に、婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない場合に受けられる控除で、控除金額については27万円、住民税は26万円だそうです。そしてまた、特定の寡婦というのもございまして、特定の寡婦に関しては35万円、住民税は30万円となっています。

しかし、この寡婦控除ができた背景には、これは1951年に創設されたと言われているんですが、そのときは戦争で夫を亡くした扶養家族を抱えた女性を対象に創設されたということで、その後は離婚家庭にも適用を広げたと。そしてまた、先ほどから申し上げましたように、婦人の婦のかわりに夫と書いて寡夫、男性にも適用を広げているということもございます。

このように、はじめ創設された目的は戦争で夫を亡くした未亡人と言われる人を対象に始まったんですが、いろんな時代の背景の流れの中で、ちょっと時代にはそぐわないような制度になってきているのではないかということで、2013年1月に日本弁護士連合会が、死別や離別によってシングルマザーとなった女性に適用される所得税法上の寡婦(夫)控除が、非婚のシングルマザーに適用されないということは、合理的な理由のない差別であると指摘しております。そして、これは憲法第14条違反、子どもの権利条約違反、国連人権規約違反であるとも指摘しており、寡婦(夫)控除をみなし適用するように求める要望書を、総務大臣、東京都知事、新宿区長、八王子市長、沖縄県知事、那覇市長宛てに提出をしております。

先ほどご答弁の中にもございましたが、実施市町村は増えてきておりますということでございましたが、実際そのとおりです。どんどん増えてきております。実施市町村は、私がざっと調べたところでは、保育料に関してみなし適用をしているところは、千葉市、札

幌市、八王子市、岡山市、四日市市、沖縄県の中では那覇市など、沖縄県の中では大変多くて、41市町村のうち19市町村でみなし適用を保育料に関しては実施しているということなんです。公営住宅は、部長はしませんと、できませんとおっしゃいました。確かに公営住宅法施行令によって、所得税法に定める寡婦(夫)としておりますので、その法令に従えばできないんですが、寡婦(夫)と認めるといふうに首長なりが認めたところは、実際に公営住宅のほうの減免もみなし適用をさせていただいて、実際にやっている市町村もございまして、どういふうな形でやっているのかということについては、もう少し研究をさせていただいて、できないことはないわけですね。ですので、ちょっと研究をしていただきたいんです。

そんな中で、先日オリンピックが決定して、新聞紙上を一面でにぎわしておりましたが、皆さまもご存じのように、9月4日に一面をにぎわした記事がありましたよね。覚えていらっしゃいますかね。最高裁で婚外子の相続差別は違憲であると認められまして、遺産相続の際に結婚していない男女の間に生まれた子の取り分が、結婚している男女の子の半分とする民法の規定を、法の下での平等を定めた憲法に違反をするという判断を下したという大変いいニュースというか、時代に則したすばらしいニュースだなと思って感動していたんですけども、こういうふうには昔は民法で規定していたけれども、どんどん生活の環境なり家族の形態が多様化して、価値観が変わってきて、国民意識がとても多様化することによって、そういう法律もどんどん変えていかなくはならないんだよということが実証されてきたと思うんですね。さっきも私申し上げましたように、子どもは自分が生まれる親を選んで生まれてくることはできませんの

で、やっぱり子どもを個人として尊重したりだとか、子どもの権利を保障するべきだと解釈をして、そして自治体によっては各自治体で寡婦(夫)も非婚の母子も父子も寡婦(夫)とみなして適用しましょうという制度が、この寡婦(夫)控除のみなし適用ということなんです。

大変難しい問題だと思うんですよ。私がこの問題を取り上げようと思って、税務課ですとかいろんなところに話をもっていったら、課長たちはこういう言葉ははじめて聞きましたとおっしゃっていただきました。先ほど始まる前にも、私のこの質問を見るまでは、寡婦(夫)控除のみなし適用というのははじめて聞いたよという同僚議員もいらっしゃるように、あまり知られてないんですけども、やっぱり差別というか偏見というか、困っている人たちはいるということを確認していただきたいんです。

演説しているようになっているんですけど、適用は該当者は22世帯で約23人、そしてその減免額は今のところ0円ですというご答弁がありましたけれども、多分所得が低いために、この適用をしなくても保育料のランクが変わらないうことだと思ってしまうんですけども、橋本市にとって、結局要望書が上がってきていないからとか、それに該当する人がいないから、これはやりませんよというのではなくて、こういう問題に関して、橋本市としておかしいよねと思う思いがあるのであれば、こういうみなし適用というのは、一地方の市から上げて行って、そして国を動かしていくという姿勢をぜひ見せていただきたいなと思うんです。

きょうもきのうも、とても皆さん一生懸命橋本市の子どもたちのためにと、橋本市が何とか一番になるようにというお話をずっとしてきていただきましたけれども、これもや

っぱり橋本市の売りになると思います。部長おっしゃったように、県下ではまだどこもやっていません。だからやりませんというのではなくて、やってないからこそやってほしいんですよ。和歌山県の橋本市ではじめてこういうのがやれたよということがニュースになると思うので、その辺のところをもうちょっとよく考えていただいて、できませんというご答弁だったんですが、何かもう少し前向きなお言葉をいただけないでしょうかね。部長が無理であれば、もっと市の幹部の方から、市の方針として、こういうみなし適用は前向きに検討するというお言葉をいただけると大変ありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長(石橋英和君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(栢谷俊介君) みなし適用を地方から発信しては、橋本市が一番になってやってみてはどうかというお話でございしますが、母子・父子家庭、児童扶養手当でも父子家庭が導入されたのが平成22年8月でございします。それから、保育料につきましても、以前は母子家庭だけでしたが、今は父子家庭も適用されている。どんどん母子家庭だけから父子家庭まで広げて、ひとり親家庭については拡大されていると、私は感じております。

今言われましたように、本市ではみなし適用で適用される方がほとんどいてないんですが、今後いろんな動向も見守りたいと思いますが、議員ご指摘の内容も納得いく部分もございしますので、国のほうへ要望していきたいと考えます。

○議長(石橋英和君) 11番 土井君。

○11番(土井裕美子君) ありがとうございます。

要望していただきたいと思います。要望書が市民から上がってこなくても、やはりこの制度に関しては、橋本市として異議を唱える

よと。国のほうが所得税法の寡婦という中に、母子・父子も含めるということをすれば、みなし適用しなくても問題ないわけで、そういう要望書というのをやっぱりどんどんどん地方のほうから上げていって国を変えていくということも大変大事だと思いますので、要望書も上げていただきたいと思います。

副市長、同じ女性として、多分子どもを産むときに、いろんな事情があって子どもを産む決心をしたと思うんですよ、非婚の方たちは。だから、婚姻関係を結ばなかったとしても、おなかに子どもを宿したら、その命を大切にしていきたいという思いの中から、いろんな事情があって子どもを産む決意をした女性たちがいて、こういう不条理を受けているという部分に関して、副市長、同じ女性としてどのように感じられますか。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）結婚をしているかしていないかというところで差別を受けるというのは、一概に何と言うんか、それを分け隔てするというのは、よくないのではないかなという基本的な考え方はあります。ただし、今回の制度なんですけれども、先ほど日本弁護士連合会から総務省であるとか東京都とか、あるいは沖縄県とか幾つかのところに質問状を渡されているんですけれども、その中で、私もそれに対する回答というのをちょっと読ませていただいたんですけれども、例えば沖縄県の回答でしたら、県や市町村において寡婦(夫)控除をみなし適用する場合、国庫負担相当額を含めて地方自治体が負担することになり、財政負担が、小さな自治体にとって非常に大きな負担となるということも書かれております。本来は、やはり国がその制度を改正して、その財政措置も行っていくべきということも書いているんですけれども、基本的には必要な、本当に不条理なことであれば、

国が制度を改正して、それをきちっと手当てしていくべきであろうと、私も思いますので、先ほど杣谷部長がご答弁させていただきましたように、国のほうへは要望をしまいたいと思います。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）お金の問題ではなく、財政措置があるから、負担がかかるからやりませんというのではなくて、これはやっぱり人権の問題にかかわってくることでもあると思いますので、ぜひ要望書、意見書なり上げていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、日常生活支援事業についてです。

先ほどご答弁にもございましたけれども、平成15年から25年で利用者が延べ15名で51回ということで、本当にこの制度はとってもいい制度であるにもかかわらず、なかなか周知されていない点もありまして、調べましたら不便な点も多々あるんですね。書類上の問題であるとか、県のほうに提出しないといけないとか、それからマッチングがうまくいかないとか、大分問題点がございまして、これは十分に県とまた連携をとっていただいて、これもこういうふうに変えたほうがもっと利用してもらえますよという働きかけを、橋本市のほうからやっていただきたいと思います。

最初ホームページのほうを見ましたら、若干前のままだが残っていたんですが、申し入れをしましたら、すぐに市のほうでは、和歌山県ひとり親家庭日常生活支援事業についてという項目をきっちりと明記していただいて、素早い対応をしていただきましたので、この点については、感謝を申し上げます。

ただ、橋本市が発行しております、これは私、とってもいい子育てガイドだと思うんです。子育てのびの一びという、赤ちゃんが生まれたときにこの冊子をいただけるんですが、

この中の37ページに、ひとり親家庭の支援というところがあります。けれども、この中には県のひとり親家庭日常生活支援事業については載っていません。多分、これは市の事業だけを載せて、県の事業は載せてないやでということをおっしゃるかもしれませんが、でもホームページには県も載っていますし、市のほうも受け付けしていますよね。市を通しての受け付けもできますよね。だから、ぜひこれを載せてほしいんですよ。なんでかと言うと、いろんなことを言われても、なかなか覚え切れませんよね、一度に。でも、やっぱりこういう冊子をいただければ、こういう冊子は、私たち女性は割と大事にとっておいて、何かのときには見るわけですわ。見て、ここに電話したらええんやなとか、こういう支援があるんやというとても参考にしておりますので、せつかくひとり親家庭に県のほうが日常生活支援事業というええ事業をやっていると思いますので、ぜひ載せていただきたいなと思います。前に配ったところは無理にしても、これから配るところには、印刷でぴゅっと1行入れて、張るだけでも全然違うと思いますので、そういうことをやっていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）子育てのびの一びは、私も何回も見ておりますが、かなりわかりやすいいい資料だと自分らでも思っております。市民の皆さまからすると、県の事業も市の事業も関係ない。全て使えるものは使いたいということになりますので、その辺は、県の事業であっても、わかりやすく県の事業ということで載せていく方向で検討したいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます

す。よろしくお願ひいたします。

もう一点、何回もしつこいようですけども、県の事業でひとり親家庭の生活支援事業については、とてもリーズナブルというか安い金額なんですよ。子育て支援と生活支援があるんですが、時間給でいうとだいたい150円、高くても300円で、1時間支援員が家に来ていただいたり、もしくは支援員の家で子どもを預かったりとかしてくれる事業なんですけど、なかなか活用されていないんです。でも、橋本市には、保健福祉センターにファミリーサポートセンターがあって、そこでも生活支援はしていませんが、家事とかの支援はしていませんが、子どもを預かるような子育て支援はしているんですね。でも、ここでも安いといえば安いんですが、1時間700円から750円程度で見ていただけるんですが、ひとり親家庭とか生活保護世帯とかというひとり親家庭に対する支援に関しての減免制度というのは、橋本市のファミリーサポートセンターではあるんですか、ないんですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）ファミリーサポートセンターの減免のご指摘でございますが、ファミリーサポートセンターは依頼会員と提供会員が話し合っ、その金額を提供することで預かるという制度でございますので、減免は今のところございません。

以上です。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）やっている市町村もありますので、これは多分市単独の事業になるかなとは思いますが、その辺のところをちょっと研究をしていただいて、県の事業としてやっているところが使えにくいというものであれば、市単独でもファミリーサポートセンターでの減免の措置の研究もしていただきたいんですけれども、その辺、研究

していただけますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）ファミリーサポートセンターの減免を検討してはどうかというおたがでございすが、現在本市ではファミリーサポートセンターのほうへ約600万円の補助を出してございまして、先ほど言われた県の事業と、多分このファミリーサポートセンターの事業がかぶっているんだと思います。私どもとしては、ファミリーサポートセンターの事業も活用していただきたいという面もございまして、なかなか難しいところがございますので、ファミリーサポートセンターについてはかなりの支出をしておりますので、減免という点については難しいかなと思います。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）難しいのはわかって言うてるんで、研究だけでもしてください。

それでは、3番です。県作成の資料を、市民課でひとり親になられたときにこども課で説明をするようにしているということで、先ほど部長がおっしゃったひとり親家庭のしおりというのは、こういうものですね。これ、漢字ばかりで、文字がとってもいっぱい書いてあって、こんだけひとり親家庭になるといろんな社会福祉が受けられるんだよという説明は大変よくわかるんですが、とてもわかりにくくて読みづらいですので、橋本市では23年6月現在に市独自で、これもちょっと字が小さくて読みにくいんですが、こういう独自の資料をつくっていただいていた時期もありますよね。ですので、できるだけわかりやすく簡単な言葉を使って、ひとり親家庭になったときに、市民の皆さまが困らないようなしおり、わかりやすいしおりをぜひつくっていただきたいなと思います。

現在市では、相談員を1名置いてらっしゃ

ると聞きましたけれども、市によっては子育てコンシェルジュというのを置いて、一元化して、その人がコンシェルジュというぐらいやから、いろんなところへつなげていただくようなシステムになっているところもありますので、今後子ども・子育て支援会議の中でもそういう話し合いがなされると思いますが、その辺の方向性のお考えはありますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）コンシェルジュのお話でございすが、多分今横浜市でやられていると思います。先ほど答弁させていただいた中で、本市でも新たな利用支援事業がメニュー化されるということになっておりますので、子ども・子育て会議の中でも検討していきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ぜひ要望書の件も含めて、前向きにご検討いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

一つ目の質問を終わりますので、次のイクメン推進の取り組みについてお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、イクメン推進の取り組みに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（柘谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（柘谷俊介君）1点目の橋本市役所における男性職員の育児休業取得者についてのおたがでございすが、平成21年度において1名が1カ月取得をしております。ほかに、短期の特別休暇となりますが、妻の出産に伴う付き添いや子の養育、子のけがや病気などの看護や世話で休暇を取得し、出産・育児に積極的に参加している男性職員もおります。



次に、2点目の本市においてイクメンを推進する施策はありますかというご質問にお答えします。

健康課では、父親も一緒になって子育てをということで、ママパパ教室の中の新生児の保育で沐浴実習を、平日は仕事でなかなか参加することができない父親のために、日曜日に開催するようにしています。働き盛りと子育て盛りの時期は同時進行で、父親の子育て参加については、いろいろな問題も出てくるかもわかりませんが、今しかできないこと、今だからできることがたくさんあると思います。母親が1人で育児の不安やストレスを抱え込むことがなくなるよう、乳幼児健診や各種教室において、父親も参加してもらいやすい体制づくりを心がけていきたいと考えています。

イクメン推進の取り組みの3点目の父子手帳の発行と男性育児休業取得助成金制度の導入についてですが、他市では、父親の育児参加を促進するため、父子手帳の配布や男性育児休業取得助成金制度を導入している例があります。しかしながら、育児休業は会社の体制や家庭の事情によっては、とりたくてもとれないという場合が数多くあり、この制度を整備しても利用できない場合に、不公平感が生じてしまいます。また、事業実施にあたっては、国・県の助成制度はなく、実施するとなれば市の単独事業となります。限られた財源の中で、緊急性・重要性・事業効果なども勘案し、最も優先して取り組まなければならない事業から着手している現状から、父子手帳の作成・配布や男性育児休業取得助成金制度の導入は難しいと考えます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）橋本市で男性の育児

休業をとられたのが、平成21年の1名の1カ月間であるということですが、安倍総理は、女性が働き続けられる社会をめざすという形で、成長戦略を打ち出していらっしゃいます。女性が働きやすい社会をつくるためには、男性の育児参加も重要であると、ほんとそのとおりだと思うんです。なかなか単身で、どちらか1人の生活費で生活するというのが難しい時代になってきてまして、もうほとんどが共働きで生活しているという状況ですので、子育ては女性の仕事ということではなくて、やっぱり自分たちの夫婦の間に生まれた子どもは、夫婦で補い合って育て上げるということが大切であると思いますので、ここにいらっしゃる男性諸兄は、多分積極的に育児にも参加された方もいらっしゃるかと思います。耳の痛い方もいらっしゃるかもしれませんが、痛いですが、はい。

橋本市においては、橋本市役所というのは、この地域でやっぱり一大企業でございます。まず、一大企業の公務員のところから模範を示していただかないと、なかなか中小企業には行き渡らないとは考えておりますので、市役所内で育児休業推進の動きというのはあるんですかね。これは、だれがお答えいただけるのか、企画部長かな総務部長かな、その辺ちょっと。とりなさいよという、とってもいいよという雰囲気にしていただいているのかどうかというのをお聞かせください。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）これは法制化をされておりますので、制度上はあるわけですが、それから男女共同参画基本計画の中でも一応市役所においても男性の育児休業の取得目標というようなことも一応定めておりまして、それに向けて推進するという事になっておりますので、今後そういう形を進めていきたいと思っております。

ただ、先日もこの頃ちよいちょい新聞報道でこういう記事をよく見るようになったのですけども、一般的にやはり企業においても制度化はされておるのですけども、なかなか社会自体の今の考え方がまだ男性が長期に休んでというところまで追いついていないというところで、なかなかとりにくいのが現状だという報道が出ております。

市役所の中においても、一定の係長なりというところについておる状況になりますと、なかなか休んでしまうと、その後の仕事を何とか回していかなければならないということがございますので、雰囲気的にはちょっととりにくいという形になってしまうのかなとは思っております。しかし、そういうことではいけませんので、その推進体制と先ほど言われましたけども、まだなかなかそこまでは至っておりませんが、男女共同参画の基本計画もございますので、今後そういうことも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）社会自体がなかなかそういう動きがしていないからこそ、公務員、橋本市役所がリーダーシップをとっていこうという思いを持っていただかないと、じゃだれがとるんですかということになってしまうわけですね。ですので、しっかりとリーダーシップをとって、推進活動を行っていただきたい。ちょっときょうは持ってきませんでしたが、橋本市でも教育委員会から出しているげんきっこの中に、市民のイクメンの方の写真を取り上げていらっしゃる場面もございました。今年度から創設していただいた人権男女共同参画室では、イクメン、家事メンを応援しますというこういう啓発活動もしていただいておりますが、しかし、実際にどんな動きをしようかなというときに、一体どこの課が中心になって動くのでしょうか。オーケス

トラでも指揮者がいないと、すばらしい音は出せない、音楽はでき上がりません。イクメン事業をやりましようと言うたときに、一体どこの課が中心になって、このイクメン推進事業をやっていこうとお考えをいらっしゃるかかなと思うので、その辺のところを、企画部長、お聞かせいただけますか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）今言われているのが、市の職員に対するものなのか、一般市民ということの両方かと思うのですけども、先ほどお答えいたしましたように、市の職員に対する件については、企画部職員課が中心になってということになるかと思っております。ただ、一般的なイクメンの推進事業というのは、なかなかこれは難しい点がございまして、先ほどから健康福祉部長のほうで市としてお答えさせていただいてあるのですけども、健康課あるいはこども課で担当している施策の中で、やれる範囲のことは市の行政としてやっていけるのではないかと考えております。

ただ、労働施策が一番問題になってくるかと思うのですが、制度としては現在も充実はしてきておりますが、先ほどの助成金制度の点等もございしますが、橋本市民の方というのは、お勤めになっておるのが橋本市内の事業所とは限りません。ほとんどの方は外へ出られてお勤めになっている方が多いですので、こういうことというのは、やっぱり全国的な制度の中でしか、なかなか労働施策というのは解決できないのではないかと考えます。今現在市としてやれる範囲のことは、やはり根本的なところではなしに、子育てのしやすい環境づくりという格好で、先ほど申し上げたような健康福祉部を中心とした形で進めていかざるを得ないのかなと考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）父子手帳の件もある

んですけども、父子手帳なんですけど、たくさんの自治体が発行しております。財政的にということでしたけども、お金もかけずにできます、これは。別にこのような手帳を発行しなくても、父子手帳の内容がインターネットだけで全部ダウンロードでとることも可能です。ですので、お金をかかるからやめとこうというんじゃなくて、お金をかけずにやる方法を考えていただくことは可能だと思います。

和歌山県が男性が育児にかかわる時間が全国最下位やったという結果が出て、これではいかんということで、和歌山市が2012年3月から父子手帳を配布したり、中小企業対象として男性育児休業取得者の助成金制度を導入されたり、8月8日をパパの日にしたりとかで、とても積極的に和歌山県の中では取り組んでいらっしゃると思いますので、近くにとっても参考になる市町村がございますし、その辺のところも参考にさせていただきたいということと、私はまず男性が育児休業をとるということが、なかなか許されないことやという思いが大分根強く残っているんだと思うんですよ。だから、その辺を払拭していただきたいんですね。厚生労働省の雇用均等・児童家庭局のホームページとかを見ましたら、パパの育児休業を応援しますというとてもいい具体的な資料が出てきました。こういう資料は、多分男性の働く方々、女性も含めてですけども、まだまだ浸透し切れてないし、ご存じない方が多いと思うんです。正社員じゃなくても、契約期間が定めのある労働者でも、一定の要件を満たせば育児休業がとれるとか、妻が専業主婦でも産後8週間以内であれば、夫は育児休暇がとれるとか、会社に育児休業の規定がなくても育児介護休業法により請求できる権利であるとか、それから父母ともに育児休業を取得する場合は、休業期間が延長されるパパ・ママ育休プラスであるとか、こうい

う育児介護休業法が変更されたことによって、昔とは違う、どんどん違ういろんな制度が新設されているので、それを市がどんどん市民の人にお知らせしていくという姿勢が大事だと思いますので、お金がかかるからやらない、それは企業の問題であるということではなくて、市が市として市民にできるお金がかからない何らかのやり方というのを、今後研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）ご指摘のとおりでございますので、研究をさせていただきますと思います。

私、一つ言いたいことがございますが、育児休業をとりにくいという原因の一つに、母親が育児休業をとる場合は、育児休業給付金、お金が出ます。ところが、父親が育児休業をとる場合は、育児休業給付金は出ません。育児休業給付金制度ができたときに、育児休業をかなりとりやすくなりまして、たくさんの方がとられるようになったんですが、それまでは産休、育休の範囲でお金もかかりますので、何の支給もございませんので、産休、育休が終わったら出てくるという方が多かったのでございますが、この制度ができてからとりやすくなった。この制度が男性に適用できるようになれば、半分半分男性が休み、女性が休み、どちらも育児休業給付金をその休んだ期間についていただけるということであれば、これはかなり進むんじゃないかなと。育児休業については、お金の面が非常に大きいんじゃないかなと考えておりますので、今後国のほうへこういう点についても要望したいと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）それでは、前向きにご検討いただき、また要望書等も上げていた

だくようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、4時20分まで休憩いたします。

（午後4時7分 休憩）